

## 高齢者福祉計画 ・ 介護保険計画について

### (1) 計画策定の趣旨

- 社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして介護保険制度が始まり、本市では平成 12 年 3 月に 1 期目の介護保険事業計画を策定し、3 年ごとに見直しを行い、今回で第 9 期を迎えます。
- 団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 (2025) 年、団塊ジュニアが高齢者となり、現役世代 1.5 人が高齢者 1 人を支える令和 22 (2040) 年を見据えて、たとえ介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるように、地域包括ケアシステムの深化・推進が必要となっています。
- 高齢者をはじめ、支援を必要とする人を地域住民同士がお互いに支え合う「地域共生社会」の構築が求められています。
- 本市の高齢化率は 37.5% (令和 2 年国勢調査) となっており、今後も人口減少とともに高齢化率の上昇が見込まれることから、介護保険制度の持続可能性を確保しつつ、実効性のある介護予防体制のさらなる充実をはじめ、高齢者を取り巻く様々な課題に適切に対応していくことが求められています。
- 令和 6 年 3 月末に現在の高齢者福祉計画及び第 8 期介護保険事業計画が終了することから、本市における介護保険事業に係る基本的事項を定め、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる体制づくりに向け、第 9 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画 (以下、「第 9 期計画」) の策定を行います。

### 介護保険事業計画の制度改正の経過

第 1 期 (平成 12~14 年度)	介護保険制度の導入・老人保健福祉計画と一体策定
第 2 期 (平成 15~17 年度)	新予防給付、地域包括支援センターと地域支援事業、地域密着型サービスの導入
第 3 期 (平成 18~20 年度)	高齢者医療確保法施行
第 4 期 (平成 21~23 年度)	「団塊の世代」が 75 歳以上となる令和 7 年を目途に、医療介護総合確保推進法の施行
第 5 期 (平成 24~26 年度)	地域包括ケアシステムの推進及び介護保険制度の持続可能性の確保への取組
第 6 期 (平成 27~29 年度)	2040 年を見据えた計画、地域包括ケアの深化、感染症対策、介護人材の確保
第 7 期 (平成 30~令和 2 年度)	
第 8 期 (令和 3~5 年度)	

## (2) 計画の位置づけ

- 第9期計画は、老人福祉法第20条の8に基づく市町村高齢者福祉計画、介護保険法第117条に基づく市町村介護保険事業計画を一体的に策定します。
- 第9期計画は、市の最上位計画である総合計画をはじめ、福祉分野の上位計画である地域福祉計画のほか、関連する計画との連携・整合に留意しながら策定します。
- 国の法制度や指針、県の「福井県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画」など関連する計画との整合を図りながら策定します。

## (3) 計画の期間

- 第9期計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度の3か年とします。

計画期間

H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026
▲ 団塊の世代が65歳			令和7(2025)年までの見通し						▲ 団塊の世代が75歳		
第6期											
見直し			第7期			令和22(2040)年までの見通し					
			見直し			第8期					
						見直し			第9期		

## (4) 計画策定体制について

- 本計画の策定においては、高齢者及び市民の意向を反映させるため、各種アンケート調査の実施、委員会の開催、パブリックコメントを実施するとともに、庁内関連部署との協議、県との意見調整を行います。

- ①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査の実施
- ②高齢者福祉計画策定委員会の開催
- ③パブリックコメントの実施
- ④庁内関連部署との協議・検討
- ⑤福井県との意見調整